

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（従業者の員数）            第二条（略）            2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二・三（略）</p> <p>7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の医師、</p>	<p>（従業者の員数）            第二条（略）            2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二・三（略）</p> <p>7 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の医師、</p>

支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十四条の二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 (略)

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 機能訓練室

一 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 (略)

3 (略)

支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十四条の二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 (略)

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 機能訓練室

一 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 (略)

3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

5 三〇七 (略)

(準用)

第五十条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十二條から第二十四條の二まで及び第二十八條から第三十八條までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五條に規定する運営規程」とあるのは「第四十七條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十八條第二項第二号中「第八條第四項」とあるのは「第五十條において準用する第八條第四項」と、第三十八條第二項第三号中「第九條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第九條第二項」と、第二十四條の二中「第十四條」とあるのは「第五十條において準用する第十四條」と、第三十八條第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十條において準用する第二十二條」と、第二十四條の二第四号及び第三十八條第二項第六号中「第三十四條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第三十四條第二項」と、第二十四條の二

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

5 三〇七 (略)

(準用)

第五十条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十二條から第二十四條の二まで及び第二十八條から第三十八條までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五條に規定する運営規程」とあるのは「第四十七條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十八條第二項第二号中「第八條第四項」とあるのは「第五十條において準用する第八條第四項」と、第三十八條第二項第三号中「第九條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第九條第二項」と、第二十四條の二中「第十四條」とあるのは「第五十條において準用する第十四條」と、第三十八條第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十條において準用する第二十二條」と、第二十四條の二第四号及び第三十八條第二項第六号中「第三十四條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第三十四條第二項」と、第二十四條の二

第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第三項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。

第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第二項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。